

件名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法) 採石法、砂利採取法
<p>【改正の概要】 国の義務付け・枠付けの見直しの一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次一括法）が施行されることにより、認定こども園法、採石法及び砂利採取法が改正されることに伴い各条例の一部を改正する。</p> <p>【改正条例】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年条例第54号） 愛媛県手数料条例（平成12年条例第3号）</p> <p>【改正内容】 1 認定こども園法の改正に伴い、保育所型認定こども園の認定に係る有効期間を廃止 <u>第4条 法第5条第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して4年を経過した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日までとする。</u> ↓ 削除</p> 2 採石法及び砂利採取法の改正に伴う規定整備 各法律において事業者の登録拒否や取消の要件に暴力団員等が追加されたことに伴う号ずれ (採石法) 「採石法第32条の4第1項第 <u>5</u> 号ロ」→「採石法第32条の4第1項第 <u>6</u> 号ロ」 (砂利採取法) 「砂利採取法第6条第1項第 <u>5</u> 号ロ」→「砂利採取法第6条第1項第 <u>6</u> 号ロ」	
施行日	(1の改正) 公布日施行 (2の改正) 平成27年12月26日
【その他参考事項】	